

条件付一般競争入札の実施要領

指宿市総務部財政課

1 条件付一般競争入札制度の導入の経緯等

(1) 制度導入の経緯

本市では、入札・契約の透明性や公平性、競争性、経費節減を図るため、入札・契約制度の改革に取り組み、平成 19 年度からは、安易な 1 者との随意契約を削減させる目的で本市独自の「小額指名競争入札制度」を導入しております。

さらに目的を達成させるため、平成 20 年 10 月から「条件付一般競争入札制度」を導入・試行いたしました。

(2) 条件付一般競争入札とは

入札に参加できる一定の条件を付けた一般競争入札のことで、市が行う建設工事を受注する能力及び意欲のある建設業者に十分な受注機会を与えることにより、公平性・競争性の確保及びコストの削減を図ることができます。

2 制度の運用時期

平成 21 年 4 月 1 日から

試行を平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月末まで実施しています。

3 入札の対象となるもの

建設工事のみを対象とします。ただし、将来は業務委託や物品購入等へも範囲を拡大していく予定です。

(1) 対象とする工事

これまで指名競争入札を行っていた下記の建設工事を対象としています。

1 通常工事	格付を行っている工事	土木一式工事、建築一式工事、ほ装工事、電気工事、管工事、造園工事
2 特殊工事	上記以外の工事	橋梁上部工事、法面工事、塗装防水工事、機械器具設置工事等

(2) 対象としない工事

- ① 災害復旧工事等の緊急的に対応する必要がある工事
- ② 施工法、施工場所等の関係で指名競争入札の要素が強いと判断される工事（JR 近接工事等）

4 対象となる工事の金額

予定価格が次の金額以上の工事が対象となります。

平成 21 年 3 月末（試行期間中）まで	原則 1, 000 万円以上
平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日まで	300 万円以上
平成 22 年 10 月 1 日から	130 万円を超えるもの

5 入札の参加資格及び参加条件

(1) 通常工事の参加条件

- ① 工事に応じて、指宿市建設工事請負業者格付名簿の格付等級区分を指定し、これを条件とします。
- ② 前記条件のほかに、民間や他の地方公共団体から受注した一定金額以上の工事实績や特定の技術者資格を条件とする場合もあります。

(2) 特殊工事の参加条件

工事に応じて、次の事項を条件とします。

- ① 同種工事の経営事項審査結果点数
- ② 同種工事の施工実績
- ③ 配置予定の主任技術者又は監理技術者の工事経歴
- ④ 事業所の所在地
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

(3) 参加条件の決定方法

参加条件は、工事案件ごとに指宿市入札及び契約運営委員会で審議され、市長が決定いたします。

※ 工事に共通する参加資格は、次の各号のすべてを満たすことが条件となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を有する者で、市の競争入札参加資格の登録を受けている者
- (3) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の期間中でない者
- (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合する者
- (5) 当該工事に建設業法第 19 条の 2 に規定する現場代理人及び同法第 26 条に規定する主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができる者（配置される主任技術者及び監理技術者は入札参加申込日以前 3 か月以内に雇用された者でないこと。）
- (6) 公告から入札時までの期間において、指宿市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 20 年指宿市告示第 99 号）の規定に基づく指名停止を受けていない者
- (7) 市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者
- (8) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がない者
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、建設業法等の法令、規則等に違反していない者

6 入札案件の公告

条件付一般競争入札により工事を発注しようとするときは、あらかじめ市のホームページ、「かごしま県市町村電子入札システムポータルサイト」（電子入札で執行する場合に限る。）及び掲示板（本庁及び各支所）にその工事の入札参加に必要な次の事項（工事発注書）を公告します。（公告内容は、財政課でも閲覧できます。また、市のホームページには、次の公告予定日を掲載してお知らせいたします。）

- (1) 入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す日時及び場所
- (3) 入札に参加する者に必要な資格
- (4) 入札の日時及び場所（指宿市契約規則（平成 18 年指宿市規則第 44 号。以下「規則」といいます。）第 14 条の 2 第 1 項に規定する電子入札を行う場合にあっては、入札期間並びに開札日時及び場所）
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 最低制限価格等の設定の有無
- (7) 規則第 14 条の 2 第 1 項に規定する電子入札を行う場合は、その旨
- (8) 入札参加の申込方法
- (9) 入札に関するその他の条件
- (10) 入札の参加申込期限
- (11) 設計図書等の閲覧等に関する事項
- (12) 設計図書等に関する質問等に関する事項
- (13) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨
- (14) 契約書の案の提出に関する事項
- (15) その他必要な事項

7 入札参加の申込方法

- (1) 条件付一般競争入札に参加を希望し、かつ、参加条件を満たしている方は、公告で指定した期限までに、入札参加申込書（第 1 号様式）により財政課まで申し込みください。（受理した場合は、受付票を交付いたします。）

また、郵送等による申込みの場合は、一般書留、簡易書留又はこれらに類するいずれかの方法により、公告で指定した期限までに到着するようにしてください。

※ 開札日まで、受付票又は郵便の差出控え等は大事に保管してください。

- (2) 指宿市電子入札実施要綱（平成 21 年指宿市告示第 114 号。以下「電子入札要綱」といいます。）の規定により電子入札システムを利用して申し込む場合は、前号の規定にかかわらず、電子入札要綱第 9 条に規定する締切日時までに競争参加資格確認申請書に入札参加申込書を添付して申込み（システムにより送信）してください。
- (3) 同日に入札を実施する複数の工事案件に対し、やむを得ず同一の配置予定技術者等による入札参加の申込みを行う場合（兼務が可能である場合を除き、申込み時点で配置予定技術者や現場代理人を複数確保できない場合等）については、先に落札した工事案件に対し当該技術者等の配置を行うものとします。なお、この場合は誓約書（様式は市のホームページに掲載）の提出が必要となります。これにより、他の工事案件への当該技術者等の配置ができなくなることで、他の工事案件については入札参加資格を自動的に失い、辞退の取り扱いとなります。

8 入札参加者の決定方法

- (1) 入札参加の申込みがあったときは、その参加資格の審査を行い、公告で指定した入札の参加資格や参加条件を満たしている場合は、入札参加者として決定します。
- (2) 入札参加資格がないと認められる場合には、その理由を付けて入札参加資格対象外通知書（第 2 号様式）により対象外者へ郵送で通知いたします。なお、入札参加の決定を受け

た方には通知しません。

ただし、電子入札システムで申込みをした方へは、電子入札要綱第9条に規定する終了日時までに、審査結果を競争参加資格確認通知により通知されます。

- (3) 入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届出書（第3号様式）により入札日時までに財政課に届け出てください。

ただし、電子入札システムにより入札参加の決定通知を受けた方が入札を辞退する場合は、電子入札要綱第15条の規定に基づき、システムにより辞退届を提出していただきます。

9 設計図書等の閲覧等

- (1) 工事の設計図書等の閲覧は、公告で指定した部署及び期間により行ってください。なお、設計図書等が電子データ化された工事案件の場合については、公告で指定した方法等によりこれを貸与することができます。
- (2) 前号の電子データの貸与を希望する方は、あらかじめ設計図書等貸出申込書（第4号様式）により財政課に申し込みください。

10 設計図書等に対する質問等

- (1) 工事の設計図書等に対する質問がある場合は、公告で指定した期限までに設計図書等に対する質問書（第5号様式）により財政課にファクシミリで質問してください。
- (2) 前号の質問に対する回答は、設計図書等に対する回答書（第6号様式）により質問者に個別にファクシミリで回答いたします。

11 現場説明会

工事に係る現場説明会は、原則として行いません。ただし、現場説明会を行う必要がある工事の場合は、その工事の入札公告によりお知らせいたします。

12 入札及び開札の方法

従来のとおり、市において入札及び開札会場を設定し、公告に掲載した会場及び期日での入札及び開札となります。（代理人による入札も、従来のとおり委任状を提出することにより可能です。）

13 入札保証金

入札保証金は免除とします。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 記名押印がない入札書による入札（紙入札の場合に限る。）
- (3) 入札参加申込書を提出していない者がした入札
- (4) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認し難い入札書による入札（紙入札の場合に限る。）
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札（紙入札の場合に限る。）
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入

札（紙入札の場合に限る。）

- (7) 同一事項について2通以上の入札をした者の入札又は紙入札参加者が電子入札によりした入札
- (8) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をしてした入札（紙入札の場合に限る。）
- (9) 電子入札要綱第7条に規定する禁止行為をした者の入札
- (10) 談合その他不正な行為があったと認められる入札
- (11) その他入札条件に違反したと認められる者のした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格を下回る価格を提示したものは失格となります。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした方が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

16 入札の中止

入札参加者が2名に満たない場合は、入札は中止とし、その方に入札を中止する旨を連絡いたします。入札中止後は、入札参加資格の条件等を変更して再度入札の手続を行います。

17 入札結果等の公表

- (1) 入札参加者等の公表

入札参加申込者及び入札参加者の公表は、落札決定後に市のホームページへの掲載及び財政課での閲覧により実施いたします。（指名競争入札においても、指名した者の公表は落札決定後といたします。）また、電子入札で執行した場合、入札参加者及び指名した者については、「かごしま縣市町村電子入札システムポータルサイト」にも公表いたします。

- (2) 予定価格の公表

予定価格の公表は、落札決定後に市のホームページ及び「かごしま縣市町村電子入札システムポータルサイト」（電子入札で執行した場合に限る。）への掲載並びに財政課での閲覧により実施いたします。ただし、最低制限価格は非公表とします。（指名競争入札においても、予定価格を落札決定後に公表いたします。）

- (3) 入札結果の公表

落札決定後に市のホームページ及び「かごしま縣市町村電子入札システムポータルサイト」（電子入札で執行した場合に限る。）への掲載並びに財政課での閲覧により公表いたします。（指名競争入札においても同じです。）

問い合わせ先

総務部 財政課 財産契約係

電話 0993-22-2111

（内線143, 144）

FAX 0993-24-3826

制定日 平成20年10月1日

改正日 平成21年11月1日

改正日 平成22年10月1日

改正日 平成26年 3月1日